

# 長生村徵収対策等基本方針

地場産業の景気低迷等により、事業不振、失業、所得低下等により滞納額は年々累積傾向にある。

このため長生村では、下記の基本方針を定め滞納額の縮減を図る。

## 1. 現年度課税分の対策

早期に対応し、年度末までに完納するよう導くため、以下のとおり実施する。

- ①電話催告、文書催告の実施
- ②昼間、夜間徵収の実施
- ③講座振替の推進
- ④納税相談の実施
- ⑤月1回の日曜窓口の実施

## 2. 滞納繰越分の徵収対策

滞納者と接触を取り納付を促す。納税に応じない者、分納誓約不履行並びに小額滞納者に対し以下のとおり見極めと処分を実施する。

- ①納税相談による分納計画書の作成並びに履行状況の確認
- ②担税力の有無
- ③差押の実施
- ④国保税の滞納者に対する行政サービスの停止(資格証明書の交付、短期保険証の交付)

## 3. 徵収対策強化月間の設定

9月・10月を徵収対策強化月間とし、県との合同呼出を実施する。

## 4. 滞納処分の強化対策

滞納者の財産調査を積極的に行い、納税交渉等に活用するとともに、滞納処分の判断材料とし、納税に応じない場合には差押を実施する。

- ①預貯金・給与・不動産の調査
- ②差押の実施

## 5. 滞納処分停止処理の促進

財産調査・実態調査を行い担税力を見極め、納付不可能者であれば執行停止の処分を実施する。

※差押の執行に際しては、別紙 差押えの留意事項に留意して行うものとする。

# 差押えの留意事項

1. 次のような場合には、差押手続きに移行する。

- ① 納付誓約、猶予等が不履行となったとき
- ② 口頭または不在連絡票等で来庁または連絡を指示したが、滞納者からその期限までに何ら連絡がないとき
- ③ 滞納者が納付能力調査、担保の提供等に非協力的であり、誠実な納付の意思がないと認められたとき
- ④ 倒産等早期に保全を図る必要があるとき
- ⑤ その他特に必要があると判断したとき

2. 差押えの前提としての財産調査は

- ① 調査対象財産が滞納者に帰属しているかどうか、
- ② 換価性があるかどうか、
- ③ 換価性がある場合にはその価格
- ④ 他の財産と比較して差押対象財産にしてよいかどうかについて調査を行うが、その判断は財産調査終了後に行う。

3. 財産調査

主な調査先は、庁内調査、官公署調査、金融機関調査、取引先調査がある。

① 庁内調査

課税関係資料を調査することにより、滞納者の主要財産の概略を把握する。特に、申告書、決算書は基本的な資料であるからの的確な調査を行う必要がある。

② 官公署調査

税務署、市区町村役場、法務局等の官公署は、行政上の必要又は税法上の個人的権利状態を明らかにする必要から、一定の帳簿、書類を備え付けているので、これらの帳簿書類を調査することにより滞納者の所有する財産等を把握することができる。この場合、その端緒となるのは、課税資料や滞納者の申立事項等である（地20の11）

③ 金融機関調査

預貯金は換価しやすいことから積極的に調査し、口座等がどのように使用されているものか詳しく調査を行う必要がある。

④ 取引先調査

財産発見のためには取引先調査も重要である。特に、取引先において行う債権調査は、債権差押えを前提として行うものである。

債権の差押えは、金銭又は換価に適する財産の給付を受け、それを租税債権に充当するものであるから、常に「取立ての可能性」を判断して行わなければならない。また、債権調査のため、第三債務者を調査した結果を踏まえて検討した結果、差押えを要すると判断したときは、直ちに債権差押えを行い、債権の調査と差押えの間に「時間的な間げき」をおかないよう心掛けることが必要である。

4. 差押え後の対応

- ① 差押えは換価するだけの目的でなく、接触の手段としても活用する。
- ② 差押え調書は速やかに送付し、連絡待をする。連絡が全く無い場合は再調査を行い生活状況を確認する。  
　なお、預貯金を差押えると通常関係機関が本人に連絡している。
- ③ 接触ができた場合は、生活状況・納付意思・納付能力等を聞き今後の処理を決める。
- ④ 上記の接触は来庁面談を原則とする。但し、遠方等で来庁が難しい場合は電話相談等に応じる。

## 5. 預貯金等の換価

- ① 時効の確認をする。
- ② 督促状の送付確認をする。
- ③ 生活状況を踏まえて慎重な取扱い方をする。
- ④ その他法令に合致しているか確認をする。

## 6. 差押えの解除

- ① 差押えの解除は、原則として差押えに係る税の全額が消滅（納付、充当、取消し等）した場合等、法律に定められた要件に該当する場合のみ行うことができる。
- ② 生活の状況から全額納付が困難の場合は一部解除することができる。この場合原則誓約書を作成させること。